

令和元年度 安平町平和祈念式典の実施について

戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に継承するため、次の日程で安平町平和祈念式典を執り行います。式典後、安平町平和大使による「平和への誓い」（広島平和記念式典派遣報告会）を実施いたします。

日時 8月31日(土) 10時～

場所 追分公民館 ※早来地区からの参加につきましては、バスを運行いたしますのでご利用願います。

往路	遠浅公民館	総合庁舎	安平消防会館	追分公民館
	9時	9時10分	9時20分	9時30分
復路	追分公民館	安平消防会館	総合庁舎	遠浅公民館
	12時	12時10分	12時20分	12時30分

※復路につきましては、式典の進行状況により、発車時刻が変更となる場合がありますのでご了承願います。

実施方法 第1部 式典(宗教的儀式を伴わない献花方式で行います)

第2部 広島平和記念式典派遣報告会

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎⑨7071

加工食品を製造、加工、輸入、販売をされる 食品関連事業者の皆様へ

平成27年(2015年)4月1日から、加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品には、新たに、食品単位(100g、1食分等)当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の5項目の表示が必須とされました。

経過措置の終了が令和2年(2020年)3月31日までとなっていますので、計画的に準備をし、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めてください。

なお、表示可能面積が小さいもの(概ね30cm以下)、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや、小規模事業者が販売するもの(ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く)等については省略が認められています。

詳しくは、北海道庁ホームページ「栄養や健康等の表示について」

(保健福祉部健康安全局地域保健課) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/syokuhinhyouji.htm>

問合せ 北海道苫小牧保健所 ☎0144④4168

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ☎011-231-4111(内線25-515)

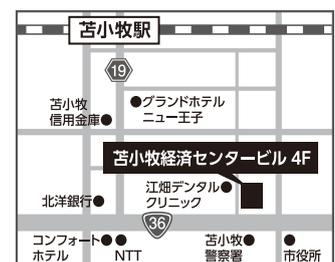
高田法律事務所

— お気軽にご相談ください。 —

無料駐車場 完備!
 ○交通事故 ○借金問題 ○離婚 ○相続・遺言
 ○民事全般 ○不動産関連 ○労働問題 ○損害賠償
 ○債権回収 ○企業法務 その他



弁護士 高田 耕平



広告欄

予約制 ☎0144-38-0114

【受付時間】平日9:00~17:30 (苫小牧商工会議所が目印)
 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル4階